

都市再生整備計画

しんきのうとしかいはつじぎょうちく
新機能都市開発事業地区

令和7年3月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	☐
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	☒
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	☐
まちなかウォークابل推進事業	☐

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	広島県	市町村名	はつかいちし 廿日市市	地区名	しんきのうとしかいほつじぎょうちく 新機能都市開発事業地区	面積	73.4	ha
計画期間	令和	7	年度	～	令和	11	年度	
交付期間	令和	7	年度	～	令和	11	年度	

目標							
大目標:交通利便性を活かした産業集積による、はつかいちの新たな活力の創出 目標1:産業団地の整備による住工混在解消と既成市街地の高度利用によるコンパクトシティ推進 目標2:市内外企業の留置・誘致による雇用確保と定住促進・人口流出の抑制、地域経済の活性化 目標3:道路・公園等の公共施設等の整備による安心安全なまちづくり							
目標設定の根拠							
まちづくりの経緯及び現況 廿日市市では、住宅と事業所が混在している場所がいくつかあり、企業は24時間の操業ができず、事業拡張に制限がある状態である。また、人口規模に対して市内の働き口が少ないため、市外へ働きに行く市民が多い状況であった。こうした状況を踏まえ、廿日市市では、「第6次廿日市市総合基本計画・前期基本計画」(平成28年度)において、「新たな可能性に挑む」をまちづくりの方向性の1つに掲げ、その取り組みとして「新たな都市活力創出基盤の整備推進」を進めている。このような状況を踏まえ、山陽自動車道(宮島スマートインターチェンジ)や国道2号(広島西バイパス)への道路ネットワーク・アクセスが良好である本地区を、令和4年度から産業団地として整備を進めている。							
課題 ・快適な住環境と、効率的な都市機能を確保していくためには、計画的な土地利用を誘導していく必要がある。 ・活力ある都市づくりに向けて地域経済の持続的な発展を図るため、都市基盤施設の整備や産業基盤の強化をしていく必要がある。							
将来ビジョン(中長期) ①第6次廿日市市総合計画基本構想(2016-2025)(平成28年度策定) 【土地利用の基本方向】 ・各地域の地形条件、自然環境、歴史・風土、市街地や施設の整備状況などを踏まえ、地域特性を活かした土地利用を推進する。 ・秩序ある市街地の形成などに配慮し、適切な規制・誘導を図るとともに、効率的・総合的な視点に基づき、将来を見据え都市の発展をめざした土地利用を推進する。 【重点施策】(はつかいちの新たな魅力を創造する) ・新たな活力を創出し都市の発展を牽引する地区を、活力創出拠点地区として位置づけ、新機能都市開発の具体化について検討を進めることとし、社会情勢に対応した産業構造や企業の誘致、雇用の場の確保を含め、より付加価値の高い土地利用を目指す。							
②廿日市市都市計画マスタープラン(2018-2025)(平成30年度策定) 【地域資源を活かした商業・観光交流機能の強化】 ・広島平和記念公園から宮島への經由地点に位置する平良・佐方地区については、優れた眺望と良好な自然環境を活かし、宮島との連携による相乗効果を考慮した商業系・観光交流系機能の誘導を図る。 【工業地の維持と活性化】 ・市街地内の住工混在地区における市街地環境の整備を進める。 【工業・流通系の適切な立地誘導と計画的な開発】 ・山陽自動車道宮島スマートインターチェンジ周辺、同廿日市インターチェンジ周辺などの交通条件を活かし、新たな企業立地の受け皿として、周辺環境に配慮した流通系土地利用を適切に誘導する。 ・国道2号西広島バイパスや山陽自動車道宮島スマートインターチェンジ等の広域的な交通条件に恵まれた平良・佐方地区については、製造系・業務系・商業系・観光交流系・研究系などの広域的機能を有する新機能都市開発事業の推進に向けて、関連道路や周辺環境の整備を進める。							
都市再生整備計画事業の計画 ※都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)において、以下の項目が該当する場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。							
都市のコンパクト化の方針 ・産業団地を整備し、市内企業の移転を図ることにより、市街地における住工混在を解消し高度利用を図る。既成市街地の高度利用より、市街地への人口集積を図り、持続可能で安定したコンパクトシティの形成を促進する。							
産業促進区域の考え方 山陽自動車道(宮島スマートインターチェンジ)や国道2号(西広島バイパス)への道路ネットワーク・アクセスが良好である本地区に製造業等の産業の集積を促進するため、産業団地を整備している。新たに整備する新機能都市開発事業の対象地区及び周辺のアクセス道を産業促進区域と設定した。また、産業促進区域内には、大型商業施設等、居住誘導を図る恐れのある施設を含めていない。							
公共交通、自転車の利活用など産業促進区域への自動車交通抑制への取組(見込みを含む) ・周辺地域の交通への影響を低減するため、進出する事業者に対して、通勤時の公共交通機関の利用や乗合いバス等の導入を促す。また、貨物輸送頻度の調整等、運送の合理化を促す。 ・既存のバス路線を産業団地内へ延長させることについて、関係機関と検討をする。							
目標を定量化する指標							
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
新規雇用計画数	人	新たに整備する産業団地内における新規雇用計画数	市内外企業の留置・誘致により、雇用確保を図る。	0	R6年度	770	R11年度
移転企業数	事業所	産業団地の整備による市内企業の移転事業者数	市内企業の産業団地への移転を促し、住工混在解消を図る。	0	R6年度	15	R11年度
市民アンケート「まちの持続的な発展を支える安定した働く場所の状況」への満足度	満足度	意識調査を行い、市民の満足度を確認する。	計画対象地区における雇用創出などに対する市民の満足度の向上	2.90	R5年度	3.02	R11年度
固定資産税収入	千円/年	企業進出により固定資産税収入の状況を評価する。	増加した収入を市民への公共サービスの提供に生かし、まちづくりに還元する。	3,000	R5年度	85,000	R11年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【産業団地の整備による住工混在解消と既成市街地の高度利用によるコンパクトシティ推進】 【市内外企業の留置・誘致による雇用確保と定住促進・人口流出の抑制、地域経済の活性化】 【道路・公園等の公共施設等の整備による安心安全なまちづくり】 ・産業活動に必要な道路・下水道・水道等インフラの整備を行う。 ・生活環境の向上のための下水道・公園緑地等の整備を行う。 ・上記のような産業基盤(産業団地)の整備を行い、地区に市内企業の移転を図ることにより、市街地における住工混在を解消し、高度利用を促進する。 既成市街地の高度利用により、市街地への人口集積を図り、持続可能で安定したコンパクトシティの形成を促進する。 ・産業基盤(産業団地)の整備を行い、製造業を中心とした企業立地を強化し、雇用創出することで、人口流出の抑制と地域経済の活性化を図る。	【基幹事業】道路(山陽道側道8号線) 【基幹事業】道路(準幹線道路) 【基幹事業】道路(区画道路) 【基幹事業】道路(電線類地中化) 【基幹事業】公園 【基幹事業】下水道(污水管)整備 【基幹事業】(地域生活基盤施設)緑地 【基幹事業】(地域生活基盤施設)情報板 【基幹事業】(高質空間形成施設)景観緑地帯 【提案事業】(地域創造支援事業)水道施設整備 【提案事業】(事業活用調査)事業効果分析
その他	

様式(1)-④-2

「都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)」を活用の場合、本様式を使用する

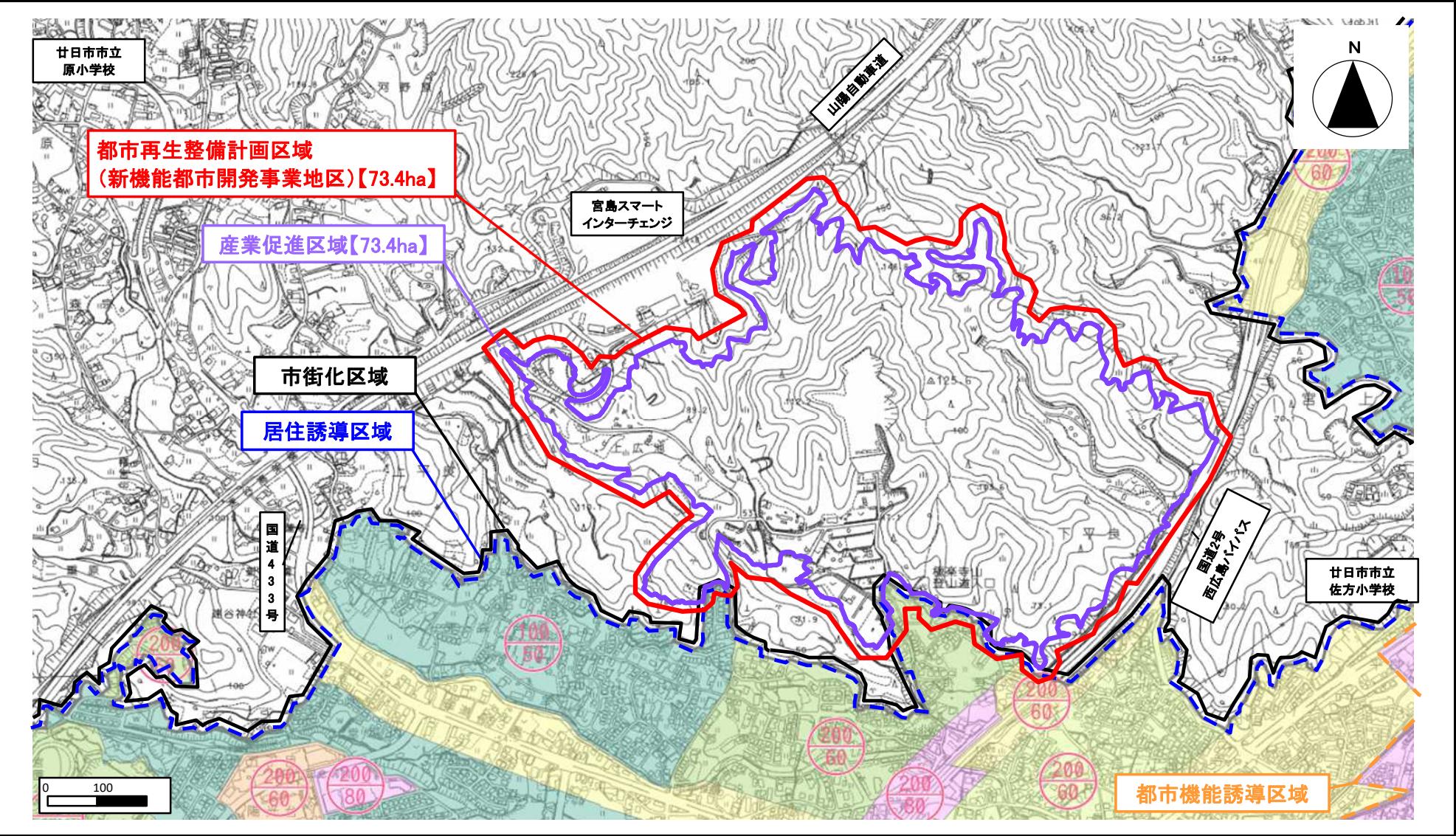
(金額の単位は百万円)

統合したB/Cを記入してください

合計(A+B)	2,436
---------	-------

全体事業費

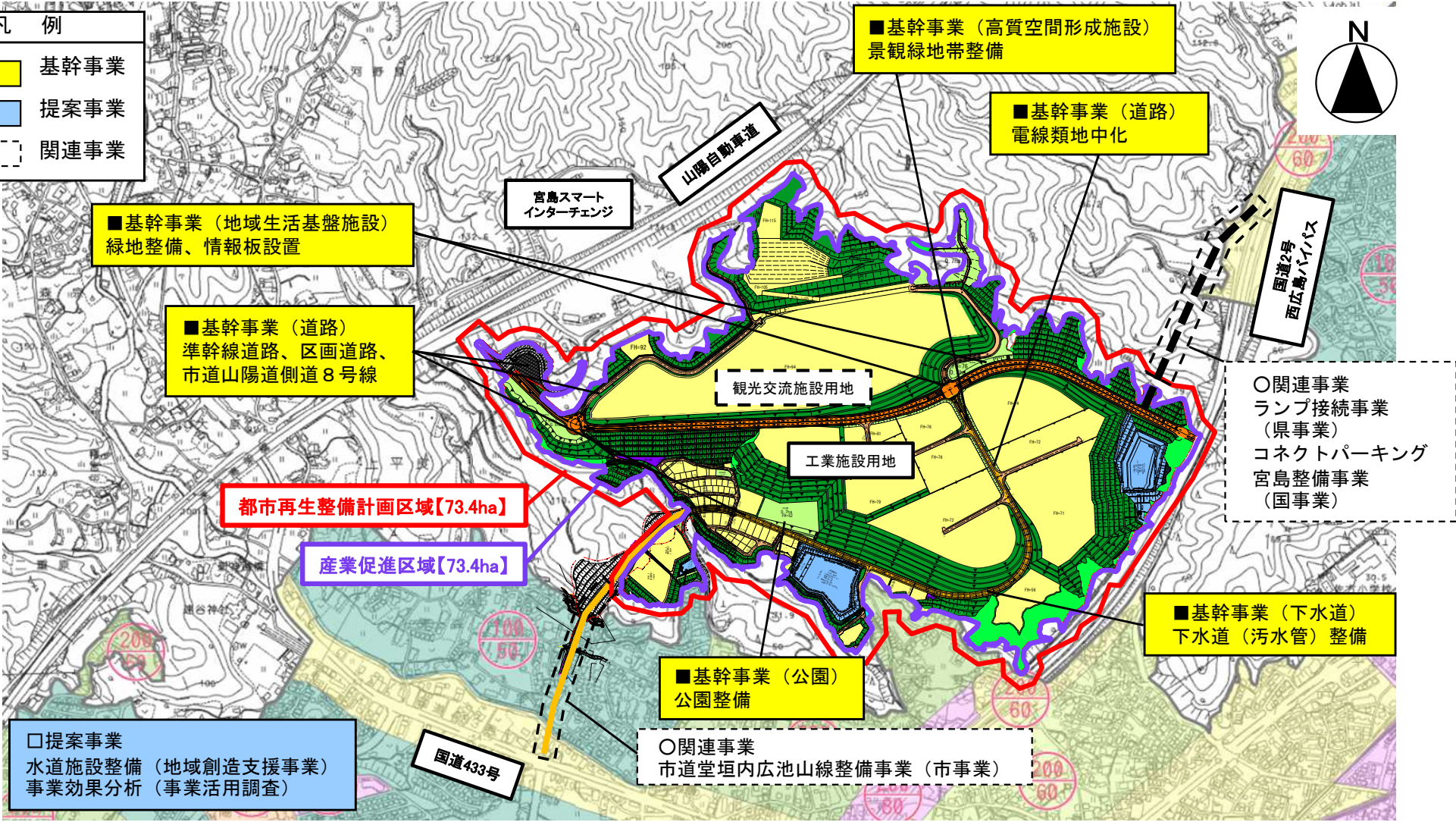
新機能都市開発事業地区(広島県廿日市市)	面積	73.4	ha	区域	廿日市市 上平良の一部、下平良の一部
----------------------	----	------	----	----	--------------------



新機能都市開発事業地区(広島県廿日市市) 整備方針概要図(都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金))

目標	大目標: 交通利便性を活かした産業集積による、はつかいちの新たな活力の創出 目標1: 産業団地の整備による住工混在解消と既存市街地の高度利用によるコンパクトシティ推進 目標2: 市内外企業の留置・誘致による雇用確保と定住促進・人口流出の抑制、地域経済の活性化 目標3: 道路・公園等の公共施設等の整備による安心安全なまちづくり	代表的な指標	新規雇用計画数 (人)	0	(R6年度)	→	770	(R11年度)
			移転企業数 (事業所)	0	(R6年度)	→	15	(R11年度)
			市民アンケート「まちの持続的な発展を支える安定した働く場所の状況」への満足度	2.90	(R5年度)	→	3.02	(R11年度)
			固定資産税収入 (千円/年)	3,000	(R5年度)	→	85,000	(R11年度)

凡 例	
	基幹事業
	提案事業
	関連事業



都市再生整備計画事業事前評価シート

計画の名称: 新機能都市開発事業地区 事業主体名: 廿日市市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
①都市再生基本方針との適合等	
1) まちづくりの目標が都市再生基本方針と適合している。	○
2) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
②地域の課題への対応	
1) 地域の課題を踏まえてまちづくりの目標が設定されている。	○
2) まちづくりの必要性という観点から地区の位置づけが高い	○
II. 計画の効果・効率性	
③目標と事業内容の整合性等	
1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
3) 目標及び事業内容と計画区域との整合性が確保されている。	○
4) 指標・数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっている。	○
5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
④事業の効果	
1) 十分な事業効果が確認されている。	○
2) 事業連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性	
⑤地元の熱意	
1) まちづくりに向けた機運がある。	○
2) 住民・民間事業者等と協力して計画を策定している。	○
3) 継続的なまちづくりの展開が見込まれる。	○
⑥円滑な事業執行の環境	
1) 計画の具体性など、事業の熟度が高い。	○
2) 交付期間中の計画管理(モニタリング)を実施する予定である。	○
3) 計画について住民等との間で合意が形成されている。	○